

## 許可指定事項

○当院は、下記の指定医療機関です

- ・保険医療機関
- ・生活保護指定医療機関
- ・難病指定医療機関
- ・労災指定医療機関
- ・被爆者一般疾病指定医療機関
- ・第二種協定指定医療機関

## 施設基準

2024年6月の診療報酬改定に基づき、施設基準で定められている保険医療機関の書面掲示事項についてウェブサイトに掲示いたします

○当院は下記の施設基準を満たしており届出等を行っています

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| ・夜間・早朝等加算      | ・がん性疼痛緩和指導管理料    |
| ・機能強化加算        | ・生活習慣病管理料        |
| ・外来感染対策向上加算    | ・外来データ提出加算       |
| ・発熱患者等対応加算     | ・ニコチン依存症管理料      |
| ・連携強化加算        | ・がん治療連携指導料       |
| ・サーベイランス強化加算   | ・在宅療養支援診療所3      |
| ・抗菌薬適正使用体制加算   | ・在宅時医学総合管理料      |
| ・医療情報取得加算      | ・施設入居時医学総合管理料    |
| ・医療D X推進体制整備加算 | ・在宅療養実績加算1       |
| ・時間外対応加算1      | ・在宅データ提出加算       |
| ・明細書発行体制等加算    | ・在宅がん医療総合診療料     |
| ・地域包括診療加算      | ・C T撮影及びM R I撮影  |
| ・認知症地域包括診療加算   | ・外来後発医薬品使用体制加算   |
|                | ・一般名処方加算         |
|                | ・外来・在宅ベースアップ評価料1 |

## 【夜間・早朝等加算】

当院は、厚生労働省の規定に基づき土曜日 12 時以降の時間帯に受付をされた場合は「夜間・早朝等加算」50 点が対象となります。診療時間内であっても、定められた診療報酬点数の初診料・再診料に上記点数を加算させていただきます。

## 【機能強化加算】

当院は「かかりつけ医」機能を有する医療機関として必要に応じて下記の取り組みを行っています。

- 他の医療機関等で処方されている医薬品を把握し必要な服薬管理を行うとともに診療録に記載しています
- 専門医療機関への受診の要否判断を行い、必要に応じ専門医または専門医療機関へ紹介を行っています
- 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じています
- 保健・福祉サービスに関する相談に応じています
- 診療時間外を含む緊急時の対応方法等に係る情報提供にも応じています
- 医療機能情報提供制度を利用して「かかりつけ医」機能を有する地域の医療機関を検索することができます

## 【外来感染対策向上加算】

### 【発熱患者等対応加算】

当院は、医療措置協定に基づく措置を講ずる医療機関として福島県より「第二種協定指定医療機関」の指定を受け下記の取り組みを行っています。

- 受診歴の有無に係わらず、発熱その他感染症の疑いがある方の受け入れを行う為に必要な感染防止対策として、空間的・時間的分離により発熱患者等の動線を分ける対応を行っています
- 感染症から回復された方で罹患後症状が持続している場合は、必要に応じて精密検査が可能な体制または専門医への紹介を行っています
- 年2回程度、感染対策向上加算1の医療機関（福島県立医科大学附属病院）が主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加しています  
また、新興感染症の発生等を想定した訓練については、少なくとも年1回以上参加しています

## 【連携強化加算】

### 【サーベイランス強化加算】

#### 【抗菌薬適正使用体制加算】

当院は、福島県立医科大学附属病院（感染対策向上加算1の医療機関）と連携し下記の取り組みを行っています。

○年に4回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行い、情報共有を行うとともに、抗菌薬の適正使用を促進するための取り組み、助言をいただいているいます

○院内感染対策サーベイランス（JANIS）、感染対策連携共通プラットフォーム（J-SIPHE）等の全国のサーベイランスに参加しています

○抗菌薬の使用状況のモニタリングが可能なサーベイランスに参加し、耐性化の懸念の少ない抗菌薬に心がけ、処方する際は使用量、効果など適切な使用になるよう努めています

## 【医療情報取得加算】

### 【医療DX推進体制整備加算】

当院は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行い質の高い診療を実施する為に十分な情報を取得・活用するとともに下記の取り組みを行っています。

○受診歴、薬剤情報、特定健診情報等その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています

○医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して診療を実施しています

○医療DXを通じて質の高い医療または、正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力お願いいたします

○電子処方箋（導入予定）・電子カルテ情報共有サービス（導入予定）などの医療DXにかかる取り組みを実施しています

## 【時間外対応加算1】

当院を継続的に受診している方からの、電話による緊急時の対応体制に応じています。やむを得ない事由により、電話による問い合わせに応じることができなかつた場合であっても、速やかにコールバックいたします。

## 【明細書発行体制加算】

当院では、医療の透明化や情報提供を積極的に推進していく観点から領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても同様です。  
なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されてますので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合やその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨お申し出下さい。

## 【地域包括診療加算】

### 【認知症地域包括診療加算】

当院は「かかりつけ医」機能を有する医療機関として必要に応じて下記の対応を行うことができます。

- 健康相談や予防接種に係る相談に応じています
- 常勤の介護支援専門員が相談に適切に応じることができます
- 状態に応じて28日以上の長期投薬やリフィル処方箋の交付も行っています
- 介護保険制度の利用等に関わる相談に応じ、要介護認定に係る主治医意見書の作成も行っています
- 同一敷地内で介護保険による通所リハビリテーションを提供しています

## 【生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱ】

### 【外来・在宅データ提出加算】

当院では、高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病とする方に対して血圧や体重・食事・運動に関する指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」を作成し同意（署名）を頂く事になります。更に、医師の判断のもと、28日以上の長期投与やリフィル処方箋の対応も可能です。

また、診療報酬の請求状況などの診療内容についてのデータを継続して厚生労働省に提出しています。

## 【ニコチン依存症管理料】

当院では、タバコをやめたい方の禁煙治療サポートをする禁煙外来を保険適用で行っています。お気軽にご相談ください。

また、当院は敷地内禁煙になりますので、ご協力お願いします。

## 【がん治療連携指導料】

当院は、がん治療を受けられた病院で作成された治療計画に基づき、連携病院と退院後の治療・診療情報の共有を行っています。

## 【外来後発医薬品使用体制加算3】

- 当院は、後発医薬品の使用について積極的に下記の取り組みを行なっています。
- 厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています
  - 医薬品の供給が不足した場合に、処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しています
  - 医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合は十分に説明いたします

## 【一般名処方加算】

- 当院は、医療用医薬品の供給状況が不安定なことから、処方箋の交付にあたり、一般的名称にて薬剤を記載し下記の取り組みを行なっています。
- 一般的名称にて処方することで、調剤薬局において同一成分・剤形・含量の薬剤を選択することができ、不安定な供給状況の緩和となります
  - 令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に、ご希望を踏まえ処方した際には選定療養となることを十分に説明いたします

## 【外来・在宅ベースアップ評価料】

厚生労働省の指針に基づき、看護職員の賃上げを実施するために算定し、得られた診療報酬は対象職員の賃上げに全て充てられます。

## 院内感染防止対策

### 1、院内感染対策に係る基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは医療施設にとって重要であり院内感染防止対策を全職員が把握し、指針に則った医療を提供する

### 2、院内感染対策に係る組織体制

感染防止対策部門を設置し、院内感染管理者を配置した上で、感染防止に係る日常業務を行う

### 3、院内感染対策に係る業務内容

院内感染管理者は以下の業務を行う

- (1) 1週間に1回、院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行う
- (2) 院内感染対策指針及びマニュアルの作成・見直しを行い全職員へ周知する
- (3) 院内感染対策に関する資料の収集し、職員へ周知する
- (4) 職員研修を企画する
- (5) 異常な感染症が発生した場合の、速やかな発生原因の究明改善策の立案、実施のための全職員への周知徹底を図る
- (6) 福島県立医科大学附属病院が定期的に主催する感染対策に関するカンファレンスに年2回以上参加する
- (7) 福島県立医科大学附属病院が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練にも年1回以上参加する

### 4、感染性疾患への対応

感染性の高い疾患が疑われるとき医師が判断した場合は、一般診療の患者さまと空間的・時間的分離により動線を分けた診療を行う

### 5、抗菌薬剤適正使用のための方策

抗菌薬（抗生物質）は細菌性の感染症に対してのみ効果があり、細菌以外の感染症には無効で、風邪やインフルエンザはウイルス性の感染症であり抗菌薬が無効です。当院では診察の結果、細菌性の扁桃炎や細菌性の肺炎など細菌性の感染症と医師が判断した症例について、また、必等に応じて感受性検査を実施し抗菌薬を使用しての治療が有効と判断した場合のみ必要十分な抗菌薬を必要な量で処方しています

### 6、医療機関等との連携体制

福島県立医科大学附属病院と連携し感染症に関するカンファレンスへの参加、新興感染症の発生等を想定した訓練への参加、院内の抗菌薬の適正使用に関する助言を受けています

## 保険外負担に関する一覧

○当院では、下記の項目について保険外負担として、利用者様の同意のもと実費の負担をお願いしています。

普通診断書	1通	2,200円
生命保険（等）診断書	1通	5,500円
死亡診断書	1通	5,500円
障がい者診断書意見書	1通	11,000円
治療材料交付証明書	1通	2,200円
松葉杖	1日	100円
紙おむつ	1枚	200円
尿とりパット	1枚	150円
インフルエンザワクチン（任意接種）	1回	3,500円
新型コロナワクチン（任意接種）	1回	15,000円
肺炎球菌ワクチン（任意接種）	1回	8,800円
帯状疱疹ワクチン（任意接種）	1回	8,800円
マスク	1枚	30円

全て税込み価格

## インボイス制度

令和5年10月より、国の消費税に関する新制度「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」が開始されました

当院では、インボイス発行事業者登録を完了しております

登録番号が入った領収書が必要な場合は受付まで申し出てください

## 当院では個人情報保護に全力で取り組んでいます

当院では、個人情報を下記の目的に利用し、その取扱いには細心の注意を払っております。

また、令和4年2月より「オンライン資格確認」を導入しています。なお、疑問などがございましたら窓口にお問い合わせください。

### **当院での患者さんの個人情報の利用目的は**

#### **1. 院内での利用**

1. 患者さんに提供する医療サービス
2. 医療保険事務
3. 会計・経理
4. 医療事故等の報告
5. 当該患者さんへの医療サービスの向上
6. 院内医療実習への協力
7. 医療の質の向上を目的とした院内症例研究
8. その他、患者さんに係る管理運営業務・医療提供に関する利用

#### **2. 院外への情報提供としての利用**

1. 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携
2. 他の医療機関等からの照会への回答
3. 診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
4. 検体検査業務等の業務委託
5. ご家族等への病状説明
6. 審査支払機関へのレセプトの提供
7. 審査支払機関または保険者への照会・回答
8. 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
9. 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
10. 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出・紹介への回答
11. その他、医療・介護・労災保険。及び公費負担医療に関する診療費請求のための利用

#### **3. その他の利用**

1. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
2. 外部監査機関への情報提供

1、上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を窓口までお申し出ください。

2、お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていく

ただきます。

3、これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等をすることができます。

4、本書は「医療・介護関係事業における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を参考に作成しています。

令和6年4月